

「エレクトロニクス産業および電気機械の 輸入税免除の規定 (No. 6/2549) 」

2006 年

日本貿易振興機構 (ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(ガルーダ印)

投資振興委員会 告示

第 6/2549 号

件名: エレクトロニクス産業および電気機械の輸入税免除の規定

エレクトロニクスおよび電気機械産業の生産率改善およびの競争力の増加のために、
仏歴 2520 年 投資振興国家法律第 16 条および第 28 条の権限により、投資振興委員会は奨励を受けている電気製品と全部品生産プロジェクトに対して、従来の機械を改善、代用するため、またはプロジェクトの生産能力を増加させるために、プロジェクト期間内において輸入関税を免除し輸入することを許可する。プロジェクトがフルキャパシティーで稼働しているかどうかは問わない。

仏歴 2548 年 12 月 8 日より発効する。

仏歴 2549 年 3 月 20 日告示

(署名)

(ソムキット ジャトウシーピタック)

副総理大臣

投資振興委員長